

売上げに関する帳簿を作成・保存していない場合、加算税が重くなります

◆帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税の加重措置◆

～令和5年分申告用 青色会員必携より一部抜粋～

税務調査で売上に係る帳簿の提出の求めがあり、記帳不備または不記帳・不保存に該当するとわかった場合、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に5%または10%が加重されることになりました。令和6年1月1日以後に法定申告期限等（過年分の修正申告を含む）が到来する申告所得税、消費税などに適用されます。

	記帳不備 [帳簿の保存 (提出) あり]			不記帳・不保存 [不提示・不提出]
		年間の所得計算をするには不十分	記帳不備の程度が著しい	
加算税の加重割合	加重なし	5 %	1 0 %	

▲ 記載された収入が 3分の2未満 ▲ 記載された収入が 2分の1未満 ▲ 収入すべて不記載（帳簿なし）

詳しくは、税理士個別無料相談会をご利用ください！ ☎ 381-3135

事務局
からの
お知らせ

令和6年分の減価償却費の計算書を印刷してお渡しします！※

「決算準備個別相談会」ならびに「秋の記帳点検会」来所時にお渡しいたします。減価償却資産に追加・変更がある場合は、資料（領収書等金額のわかるもの）を必ずご持参ください。早めに確認をして、決算にお役立てください。

※会計ソフト「ブルーリターンA」は、会計ソフト内で確認できますのでそちらをご確認ください。

要予約 ☎ 381-3135

会計ソフト「ブルーリターンA」で元帳の印刷ができます！



◎青色申告会にて帳簿印刷サポートを行っておりますのでお申込み下さい。
帳簿（現金出納帳、預金出納帳、総勘定元帳等）を印刷保存しておきましょう。
令和6年分の入力をする際にも、印刷した元帳があると大変便利です。

お申込み・お問い合わせは ☎ 381-3135